平成２３年（フ）第１０７２７号
東京都杉並区上井草２丁目36―13―203
債務者　伊藤　友香（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０２号
北海道帯広市東７条南10丁目５番地１　ハイランドコーポ301号
債務者　竹腰　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
沖縄県石垣市八島町１－２－３　ハイパーホテル内、住民票上の住所沖縄県宜野湾市真志喜２丁目13番10―302号　アメニティーエリアＹ
債務者　大城　　剛
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１６０号
沖縄県沖縄市高原２丁目６番30号
債務者　知念　榮子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１６１号
沖縄県沖縄市高原２丁目６番30号
債務者　宮里美加子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１７０号
沖縄県沖縄市美里６丁目16番Ａ４―103号
美里団地
債務者　西村　香織
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４３４号
茨城県石岡市吉生911番地
破産者　江良　　實
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５３０号
札幌市白石区栄通15丁目13―25―205、破産開始決定時の住所札幌市白石区栄通17丁目16番22号
破産者　梅原　國雄
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０９号
札幌市中央区北９条西24丁目３番21―803号、破産開始決定時の住所札幌市中央区北６条西19丁目１番地１　グレイスコート桑園905号
破産者　飛島　孝浩
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３号
岩手県遠野市上郷町佐比内33地割26番地
破産者　鈴木　孝男
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第４３７号
静岡県磐田市中泉3001―１、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市国府台18番地８
破産者　鈴木　孝典
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
愛知県津島市牧野町字西出51番地
破産者　野村　大八
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７１号
鹿児島県鹿児島市新栄町33番７号　コーポアラキ503号
破産者　平野　次郎
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町15番13号　横喜ビル301号
破産者　肥後　幸男
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３１７８号
札幌市南区川沿１条２丁目１番13号　ＣＡＳＡ藻岩台401号
破産者　土井久美子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８３６号
北海道江別市東野幌本町21番地の68　ポテトハウス102
破産者　我妻美貴子（旧姓川本）
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部